

議第 87 号

下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 27 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

自然災害の突発的な被災から迅速に農林業施設災害復旧事業を行うため、また、生活道路としても利用される農道のインフラ整備事業について、分担金の軽減を図り事業を円滑に推進するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例

下呂市分担金徴収条例（平成16年下呂市条例第64号）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前																																																	
（分担金の額） 第3条 分担金等は、事業ごとに毎年度当該事業費の額に、それぞれ別表に掲げる率を乗じて得た額とする。<u>ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u> （分担金の免除） 第3条の2 次の各号のいずれかに該当する事業は、分担金を徴収しない。 （1）市単独事業の農道整備事業 （2）農道舗装事業 （3）農業用施設災害復旧事業 （4）林道災害復旧事業 別表（第1条、第3条関係） <table><tr><th>事業名</th><th>区分</th><th colspan="2">受益者負担率</th></tr><tr><td colspan="4">土地改良事業の部（略）</td></tr><tr><td rowspan="2">農道整備事業</td><td colspan="3">県営事業の項～県単補助事業の項（略）</td></tr><tr><td>市単独事業</td><td colspan="2">20%</td></tr><tr><td>農道舗装事業</td><td>一律</td><td colspan="2">10%</td></tr><tr><td colspan="4">草地林地一体的利用総合整備事業の部（略）</td></tr></table>				事業名	区分	受益者負担率		土地改良事業の部（略）				農道整備事業	県営事業の項～県単補助事業の項（略）			市単独事業	20%		農道舗装事業	一律	10%		草地林地一体的利用総合整備事業の部（略）				（分担金の額） 第3条 分担金等は、事業ごとに毎年度当該事業費の額に、それぞれ別表に掲げる率を乗じて得た額とする。 別表（第1条、第3条関係） <table><tr><th>事業名</th><th>区分</th><th colspan="2">受益者負担率</th></tr><tr><td colspan="4">土地改良事業の部（略）</td></tr><tr><td rowspan="2">農道整備事業</td><td colspan="3">県営事業の項～県単補助事業の項（略）</td></tr><tr><td>市単独事業</td><td colspan="2">20%</td></tr><tr><td>農道舗装事業</td><td>一律</td><td colspan="2">10%</td></tr><tr><td colspan="4">草地林地一体的利用総合整備事業の部（略）</td></tr></table>				事業名	区分	受益者負担率		土地改良事業の部（略）				農道整備事業	県営事業の項～県単補助事業の項（略）			市単独事業	20%		農道舗装事業	一律	10%		草地林地一体的利用総合整備事業の部（略）			
事業名	区分	受益者負担率																																																			
土地改良事業の部（略）																																																					
農道整備事業	県営事業の項～県単補助事業の項（略）																																																				
	市単独事業	20%																																																			
農道舗装事業	一律	10%																																																			
草地林地一体的利用総合整備事業の部（略）																																																					
事業名	区分	受益者負担率																																																			
土地改良事業の部（略）																																																					
農道整備事業	県営事業の項～県単補助事業の項（略）																																																				
	市単独事業	20%																																																			
農道舗装事業	一律	10%																																																			
草地林地一体的利用総合整備事業の部（略）																																																					
農地災害復	国の査	事業費の額か		農地災害復	国の査	事業費の額か																																															

改 正 後				改 正 前			
旧事業	定した事業	ら国・県から交付を受けた補助金の額を控除した額の75%		旧事業	定した事業	ら国・県から交付を受けた補助金の額を控除した額 <u>(以下「補助残額」とい う。)</u> の75%	
	市単独事業	15%			市単独事業	15%	
林道開設・改築事業の部～林道舗装事業の部（略）				林道開設・改築事業の部～林道舗装事業の部（略）			
コミュニティ施設等整備事業の部～ライフライン保全対策事業の項（略）				コミュニティ施設等整備事業の部～ライフライン保全対策事業の項（略）			
※峰越林道における開設・改良、舗装は、頂上より半径500m以内は免除とする。				※峰越林道における開設・改良、舗装、 <u>災害復旧事業</u> は、頂上より半径500m以内は免除とする。			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

自然災害の突発的な被災から迅速に農林業施設災害復旧事業を行うため、また、生活道路としても利用される農道のインフラ整備事業について、分担金の軽減を図り事業を円滑に推進するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 事業により相違のある分担金の計算方法の統一を図り、1,000 円未満の端数については切り捨てるものとします。

(第3条関係)

- (2) 次の事業に係る分担金を徴収しないものとします。

- ①農道整備事業（市単独事業）
- ②農道舗装事業
- ③農業用施設災害復旧事業
- ④林道災害復旧事業

(別表関係)

- (3) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)